

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2026 年 7 月 1 日

株式会社インフォネット
株式会社アクティブリテック

2026 年 7 月 1 日

株式交換に係る事後開示事項

東京都港区新橋四丁目 21 番 3 号
新橋東急ビル 7 階
株式会社インフォネット
代表取締役社長 東間 大

東京都新宿区西新宿 6-20-7-3912 号
株式会社アクティブリテック
代表取締役 CEO 前田 拓海

株式会社インフォネット（以下「インフォネット」といいます。）及び株式会社アクティブリテック（以下「アクティブリテック」といいます。）は、2026 年 5 月 19 日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026 年 7 月 1 日を効力発生日として、インフォネットを株式交換完全親会社、アクティブリテックを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2026 年 7 月 1 日

2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 785 条の規定による手続の経過

アクティブリテックは、会社法第 785 条第 3 項に基づき、2026 年 5 月 19 日付で、その株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社であるインフォネットの商号及び住所を通知いたしましたが、会社法第 785 条第 1 項の規定に従って、アクティブリテックに対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 会社法第 787 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 796 条の 2 の規定に従って、請求を行った株主はいませんでした。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

インフォネットは、会社法第 797 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 6 月 5 日付で、その株主に対し、本株式交換をする旨、株式交換完全子会社であるアクティブリテックの商号及び住所並びに買取口座を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 797 条第 1 項の規定に従って、インフォネットに対して株式の買取請求を行った株主はいませんでした。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換によりインフォネットに移転したアクティブリテックの株式の数は、本株式交換によりインフォネットがアクティブリテックの発行済株式の全部（ただし、インフォネットが保有するアクティブリテックの株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のアクティブリテックの発行済株式総数 1,200 株から、インフォネットが保有するアクティブリテックの株式の数 150 株を除外した 1,050 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) インフォネットは、会社法第 795 条第 1 項の規定により、2026 年 6 月 29 日開催の第 24 回定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(2) アクティブリテックは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2026 年 6 月 26 日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) アクティブリテックは、2026 年 5 月 20 日開催の取締役会決議に基づき、基準時をもって、発行済みの新株予約権の全部を消却いたしました。

- (4) インフォネットは、本株式交換により、基準時のアクティブリテックの株主名簿に記載又は記録された株主（ただし、インフォネットを除きます。）に対し、その保有するアクティブリテックの普通株式1株につき399.7株の割合をもって、インフォネットの普通株式を割当交付いたしました。なお、インフォネットが割当交付したインフォネットの普通株式の総数は、419,685株です。
- (5) 本株式交換により増加したインフォネットの資本金及び準備金の額は、以下のとおりです。
- ① 資本金：0円
 - ② 資本準備金：会社計算規則第39条に従い、インフォネットが別途定める額
 - ③ 利益準備金：0円

以 上